

自転車も車両です。交通違反をすれば、罰金などが科せられることがあります！

Attention!



守っていますか？ 自転車の正しい交通ルール

**あぶない！
そんな運転は事故のもと！**
自転車にも交通ルールがあります。守らなければ、被害者にも加害者にもなるのです。

4月から通勤・通学のために、自転車を使い始める方も多いと思います。

ですが、自転車はただの便利な乗り物ではありません。ひとつ間違えば、他の人を傷つける凶器にもなります。こんな危険運転、あなたはしていませんか？

1. 携帯電話を使用しながらの運転

携帯電話の操作に気を取られて、周囲への注意力が散漫になります。

さらに、片手運転のため、ハンドルやブレーキの操作が遅れ、事故に遭うおそれがあります。



2. ヘッドホン・イヤホンで音楽などを聴きながらの運転

音楽などを大音量で聴いていると、近づいてくる車の音やクラクションに気づくのが遅れてしまいます。

周囲の「音」は、事故を防ぐために欠かせない情報です。



3. 夜間の無灯火運転

ライトを点灯するのは、自分を照らすだけでなく、自分の存在をほかの通行者に知らせるためです。

ライトを点灯していないと、ほかの通行者から自分の姿が見えないことがあり、大変危険です。

4. 傘をさしながらの運転

傘さし運転では、視界が悪くなるうえ、片手運転のため、ハンドルやブレーキの操作が遅れます。



【自転車安全利用五則】を守りましょう！

上に挙げた違反例は、ほんの一部。自転車には、他にも守らなければならないルールがたくさんあり、違反すると罰金などが科せられます。「自転車だから大丈夫」というのは大きな間違いなのです。

- 1. 自転車は車道が原則 歩道は例外**
ただし、道路標識等で指定された場合などは、歩道を走行することができます。
- 2. 車道の左側を通行**
- 3. 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行**
歩道を走行できる場合でも、歩行者の通行を妨げてはいけません。一時停止をするか、自転車から降りて歩いて歩きましょう。
- 4. 安全ルールを守る**
飲酒運転や二人乗りなどは禁止です。交差点では必ず左右の安全を確認しましょう。
- 5. 子どもはヘルメットを着用**
保護者の方は、お子様が自転車に乗るときにはヘルメットをかぶらせましょう。

あなたに払えますか？
数千万円もの賠償金！

自転車も車両の仲間である以上、法律違反をして事故を起こすと、刑事上の責任が問われます。

また、相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

【事例】 携帯電話に気を取られ、歩行者と接触！

女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の57歳の女性と衝突。女性には重大な障害（手足がしびれて歩行困難）が残った。

賠償額 5千万円
(平成17年横浜地裁判決)

自転車事故に備えましょう！

自転車安全整備士に整備を受け「TSマーク」が貼付されると、傷害及び賠償責任保険が付加されます。その他、「個人賠償責任保険」などもあります。



吉田島駐在所
水野 祥治 さん

自転車に乗るときには、「車両を運転している」という意識を持つことが大切です。車道の右側通行や道路の斜め横断、急な進路変更などは絶対にやめましょう。歩道は歩行者が優先です。やむをえず歩道を走るときは、歩行者がいたら自転車を押して歩くか、一時停止をして歩行者の安全を確保してください。交差点での事故も多発しています。スピードの出し過ぎに注意し、交差点では必ず左右の安全を確認しましょう。

数字で見る！ 開成町の自転車事故 車が左折したときに巻き込まれる事故が全体の1/3!!

昨年1年間に発生した開成町内の自転車事故は、15件。そのすべてが、自動車などとの車両相互事故です。その中でも、幹線道路の交差点やT字路などで、自動車が右左折をした際の接触事故が最も多く、特に左折時の巻き込み事故が全体の1/3に及んでいます。そのほか、細い路地などから県道などの幹線道路へ進入しようとした自動車との出会い頭事故も多発しています。時間帯別では、8時台と14時台が最も多く発生しています。曜日別では、火曜日が5件と最多で、金曜日に4件、土曜日に3件となっています。

【事故の形態】			
・左折時の巻き込み	5件		
・右折時の巻き込み	3件		
・出会い頭での衝突	3件		
【事故の発生曜日と時間帯】			
・火曜日	5件	・8時台	3件
・金曜日	4件	・14時台	3件
・土曜日	3件	・10時台	2件
・水曜日	2件	・13時台	2件



信号機が油断をさそう!?
意外に多いのが、信号機が設置されている交差点での巻き込み事故。



細い路地から幹線道路へ出る場所では、出会い頭の衝突事故が多い。ドライバーはもちろん、歩行者や自転車にも注意が必要。

【平成23年中の主な自転車事故】

1月14日	14時45分ごろ、路地から県道へ進入しようとした自動車と出会い頭に衝突
2月8日	14時半ごろ、交差点で左折をした自動車と衝突
2月22日	8時20分ごろ、交差点で左折をした自動車と衝突
4月5日	10時半ごろ、左折をした自動車と衝突
4月22日	6時45分ごろ、交差点で右折をした自動車と衝突
6月24日	13時半ごろ、路地から県道へ進入しようとした自動車と出会い頭に衝突
8月30日	21時20分ごろ、交差点で右折をした自動車と衝突
10月26日	8時10分ごろ、T字路で左折をした自動車と衝突

資料提供：松田警察署